

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府6-4)

政策名	経済財政政策
施策名	経済財政に関する施策の推進
達成すべき目標	<p>【施策目標】・持続可能で力強い経済成長の実現 ・民間の創意工夫による社会課題の解決 【中目標1】分析結果が様々な経済主体に浸透すること等を通じて、日本及び世界経済に関する知識を広く周知するとともに政策運営のインフラとして活用されること 【中目標2】地域におけるPPP/PFIの案件形成の促進 【中目標3】NPO法人をはじめとする民間による公益活動の活性化</p>
施策の概要	<p>【施策の概要】 ・内閣府設置法第4条において定められている事務のうち、景気の総括的判断、経済財政政策に係る調査及び分析、内外の経済動向の分析を行う。 ・民間の創意工夫による社会課題解決のため、「新たな分野・地域への活用拡大によるPPP/PFI」、「NPO法人の活動促進に向けた環境整備」、「休眠預金等の活用」を推進する。</p> <p>【旧施策の実績・実施状況】 (政策名／施策名)経済財政政策の推進／地域における就職氷河期世代の先進的・積極的な取組への支援 (評価対象期間)令和元年度～令和4年度 (評価方式)実績評価方式</p> <p>(目的) 地方公共団体において、当該地域における就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえた、地域の関係機関と連携した取組を加速させるため、「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を創設し、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む地方公共団体を支援するとともに、優良事例を横展開することを目的とする。</p> <p>(概要) 就職氷河期世代の社会参加や就労に向け、関係機関と連携しながら先進的・積極的に取り組む地方公共団体の支援を加速化するとともに、優良事例を横展開する。 ○地方公共団体が地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用して実施する地域就職氷河期世代支援加速化事業の例 ・地域における就職氷河期世代の実態調査、ニーズ把握、効果検証 ・伴走型支援の実施(個別相談、研修、職場実習、合同企業説明会、就職後のフォローアップ等) ・資格取得支援、知識・技術の習得に向けたセミナーや研修等(リ・スキリング) ・就職氷河期世代に特化した相談支援、総合的なオンライン相談窓口の開設 ・多様な働き方、社会参加の場の創出 ・社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減 等</p> <p>(KPI達成割合と交付金活用地方公共団体数、就業者数及び社会参加者数) ○地方公共団体が設定する地域就職氷河期世代支援加速化交付金対象事業に関するKPIの達成割合 ・令和2年度: 42%(基準値) ・令和3年度: 40% ・令和4年度: 42% ○地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用して就職氷河期世代の方へ支援を行う地方公共団体数、就業者数及び社会参加者数 ・令和2年度: 実施地方公共団体数(72)、就業者数(3,981人(うち正規雇用2,162人))、社会参加者数(1,821人) ・令和3年度: 実施地方公共団体数(102)、就業者数(7,365人(うち正規雇用3,595人))、社会参加者数(3,894人) ・令和4年度: 実施地方公共団体数(123)、就業者数(9,867人(うち正規雇用4,733人))、社会参加者数(4,767人)</p> <p>(政策名／施策名)経済財政政策の推進／民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む) (評価対象期間)令和元年度～令和4年度 (評価方式)実績評価方式</p> <p>優先的検討規程の策定・運用支援、地域プラットフォーム形成支援等を通じて地方公共団体におけるPPP/PFI事業を促進した。 ・PPP/PFI事業規模 目標値:21兆円(平成25～令和4年度の合計)→実績:23.9兆円(令和元年度末)※3年前倒しで達成 ・優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した地方公共団体数 目標値:334団体(令和6年度)→実績:183団体(令和4年度末) ・地域プラットフォームに参画する人口20万人未満の地方公共団体数 目標値:550団体(令和5年度)→実績:482団体(令和4年度末) ・地域プラットフォームを活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数 目標値:200団体(令和5年度)→実績:155団体(令和4年度末)</p> <p>(政策名／施策名)経済財政政策の推進／民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する制度の運用 (評価対象期間)平成29年度～令和4年度 (評価方式)総合評価方式</p> <p>「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(平成28年法律第101号、以下「休眠預金等活用法」)に基づき、制度の運用が円滑に行われるよう、以下のような取組を実施した。 ・休眠預金等を活用する意義や目的、指定活用団体の指定や事業計画の認可基準等を定めた「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」(平成30年3月30日内閣総理大臣決定、以下「基本方針」)を策定した。 ・平成30年に指定活用団体の公募を実施し、(一財)日本民間公益活動連携機構(以下「JANPIA」)を指定活用団体として指定した。 ・休眠預金等交付金の額の見直し及び休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標等を定めた「休眠預金等交付金活用推進基本計画」(内閣総理大臣決定、以下「基本計画」)を毎年度策定するとともに、JANPIAが毎年度策定する事業計画及び収支予算について、認可した。 なお、基本方針や基本計画の策定、事業計画等の認可に当たっては、休眠預金等活用審議会(以下「審議会」)で審議している。</p> <p>【令和5年度に実施した具体的取組】 (内外の経済動向調査・分析) ・毎月1回、内外の経済動向に関する分析を行い、「月例経済報告」の形で政府としての景気判断をとりまとめ、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」に報告し、公表した。 ・「令和5年度年次経済財政白書一動き始めた物価と賃金一」を令和5年8月29日に公表した。「日本経済レポート(2023年度)ーコロナ禍を乗り越え、経済の新たなステージへー」を令和6年2月13日に公表した。 ・「世界経済の潮流2023年Ⅰアメリカの回復・インドの発展」を令和5年8月14日に、「世界経済の潮流2023年Ⅱ中国のバランスシート調整・世界的なサービス貿易の発展」を令和6年2月28日に公表した。 ・地域経済については、「地域の経済2023」を令和5年12月27日に公表したほか、毎月の景気ウォッチャー、四半期ごとの地域経済動向を公表した。</p> <p>(民間資金等活用事業の推進) ○優先的検討規程の策定・運用支援 PPP/PFI手法の適用を、従来型手法に優先して検討する「優先的検討規程」の策定や、規程を運用して具体的な事業をPPP/PFI手法にて進捗させる過程を支援した(支援団体数:15団体)。 ○地域プラットフォーム形成支援 地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換・共有を容易にする場(地域プラットフォーム)の立上げを支援した(支援団体数:6団体)。</p>

	<p>(市民活動の促進) NPO法人の活動促進に向けた環境整備を進めるため、以下の取組を実施した。 ・経済社会情勢の変化等に応じて、NPO法の運用や手続き等を解説している「NPO法Q&A」等の見直しを行うとともに、NPO法の運用等に係る所轄庁等との意見交換、NPO法人制度等に係る周知、情報発信等を行った。 ・NPO法人の活動実態等を明らかにして共助社会づくりに関する施策の基礎資料を得るため、「特定非営利活動法人に関する実態調査」を実施した。 ・2023年3月に稼働開始したNPO法に基づく各種事務手続きのオンライン化が出来るシステムについて、運用と並行してユーザーの利便性を高めるシステム改良を行った。</p> <p>(休眠預金等の活用) 令和5年6月に休眠預金等活用法が改正されたことも踏まえ、制度の運用が円滑に行われるよう、以下のような取組を実施した。 ・法改正により実現した、ソーシャルセクターの担い手育成や能力強化を目的に創設された「活動支援団体」(人材・情報面からの非資金的支援を専ら行う団体)や、これまでの助成に加えて新たな資金支援手法として創設された「出資事業」について、円滑な運用が可能となるよう、基本方針を改正し、制度の方針や事業スキームを整備した。 ・活動支援団体や出資事業の実施が開始できるよう、令和5年度の基本計画や事業計画等を変更するとともに、JANPIAによる活動支援団体・出資事業の公募説明会に同席して改正法の趣旨を説明するなど、普及啓発活動にも取り組んだ。 ・令和6年度の基本計画を策定し、事業計画等について認可した。 ・出資事業の円滑な運用の参考とするため、米国・英国のソーシャル・インパクト・ファンドの現状やインパクト評価を含む管理・運用等に関する調査を実施した。</p>						
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分 予算の状況	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
		当初予算(a)	507.0	420.1	432.4	433.3	
		補正予算(b)	137.7	173.4	200.4		
		繰越し等(c)	126.1	-48.5	-15.4		
合計(a+b+c)	770.8	545.0	617.4				
	執行額	673	501	583			
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・経済財政運営と改革の基本方針2023 ・デジタル社会の実現に向けた重点計画 ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版案						

施策目標 (最終アウトカム)	・持続可能で力強い経済成長の実現 ・民間の創意工夫による社会課題の解決								
測定指標1 【主要な測定指標】	PPP/PFIの事業規模								
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況	
	目標値 (目標年度)	30兆円 (R13年度)	年度ごとの目標値	6	9	12	15	18	-
	基準値 (基準年度)	- (R4年度)	年度ごとの実績値						
測定指標2 【主要な測定指標】	休眠預金等活用制度における目標とするインパクトの達成事業数								
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況	
	目標値 (目標年度)	対前年度以上 (R9年度)	年度ごとの目標値	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	-
	基準値 (基準年度)	107団体 (令和4年度)	年度ごとの実績値	集計中					
中目標1	分析結果が様々な経済主体に浸透すること等を通じて、日本及び世界経済に関する知識を広く周知するとともに政策運営のインフラとして活用されること								
測定指標3 【主要な測定指標】	各成果物の主要全国紙5紙(デジタル版含む)への記事掲載社数								
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況	
	目標値 (目標年度)	5 (令和9年度)	年度ごとの目標値	5	5	5	5	5	○
	基準値 (基準年度)	5 (令和4年度)	年度ごとの実績値	5					
測定指標4 【主要な測定指標】	各成果等へのアクセス件数の合計								
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況	
	目標値 (目標年度)	前年度比並 又はそれ以上 (令和9年度)	年度ごとの目標値	241,125	前年度比並 又はそれ以上	前年度比並 又はそれ以上	前年度比並 又はそれ以上	前年度比並 又はそれ以上	○
	基準値 (基準年度)	241,125 (令和4年度)	年度ごとの実績値	240,601					
参考指標1	「月例経済報告」の公表								
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
	参考値 (参考年度)	12回 (令和4年度)	年度ごとの実績値	12					
参考指標2	「年次経済財政報告」の公表								
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
	参考値 (参考年度)	1回 (令和4年度)	年度ごとの実績値	1					

中目標3	NPO法人をはじめとする民間による公益活動の活性化								
測定指標8	NPO法人の認定数								
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標値 (目標年度)	対前年度以上 (R9年度)	年度ごとの目標値	1,266	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	○
基準値 (基準年度)	1,266法人 (令和4年度)	年度ごとの実績値	1,290						
参考指標11	意見交換会等の開催数								
	参考値 (参考年度)	6回 (令和元年度)	年度ごとの実績値	7					
測定指標9	指定活用団体の資金提供契約額								
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標値 (目標年度)	対前年度以上 (R9年度)	年度ごとの目標値	40億円	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	○
基準値 (基準年度)	39.9億円 (令和4年度)	年度ごとの実績値	46.9億円 (R6.5時点)						
参考指標12	指定活用団体から助成を受けた資金分配団体数								
	参考値 (参考年度)	21団体 (令和4年度)	年度ごとの実績値	21団体					
参考指標13	審議会の開催件数								
	参考値 (参考年度)	7回 (令和4年度)	年度ごとの実績値	4回					
参考指標14	調査件数								
	参考値 (参考年度)	1件 (令和4年度)	年度ごとの実績値	1件					

目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成(暫定)
	<p>(民間資金等活用事業の推進)</p> <p>○測定指標1「PPP/PFIの事業規模」の令和5年度実績値については、令和6年10月に速報値、令和7年3月に確定値を確認できる予定。</p> <p>○測定指標5～7の令和5年度実績値については、令和6年11月までに地方公共団体へのアンケートにより確認できる予定。</p> <p>(判断根拠)</p> <p>(休眠預金等の活用)</p> <p>○測定指標2「休眠預金等活用制度における目標とするインパクトの達成事業数」について、令和5年度の実績値は、令和2年度の助成事業に採択された実行団体を対象に、それぞれの実行団体が定めたインパクトを達成した事業の数を、それぞれの実行団体が作成してJANPIAのウェブサイトに公表される報告書を基に、測定することとしている。現時点において、令和5年度の実績値は集計中であることから、目標達成度合いを測定することは困難である。</p>
旧施策の評価結果	<p>(政策名/施策名)経済財政政策の推進/地域における就職氷河期世代の先進的・積極的な取組への支援</p> <p>地方公共団体が設定する地域就職氷河期世代支援加速化交付金対象事業に関するKPIの達成割合は、令和2年度を基準値として42%、最終目標値を75%と定めていたが、令和2年度から4年度(第一ステージ)は40%前半で推移しており目標値に達成していない。</p> <p>要因として、就職氷河期支援世代プログラム期間である令和2年度から4年度の3年間の集中取組期間は、コロナ禍により企業の採用自体が抑制されたことに加え、対面面接会などが予定通りに実施できなかったなどの理由により、KPIの目標を達成できない事業もあった。コロナ禍の影響が緩和され、経済社会活動が正常化に向かう中で景気は緩やかに持ち直していたものの、就職氷河期世代の方々を取り巻く雇用環境は依然として厳しかったことが考えられる。</p> <p>各地方公共団体への情報提供や働き掛け、小規模な地方公共団体が参入しやすいよう、複数の地方公共団体の連携による広域的取組を強化し、各地方公共団体が事業実施を検討する際の参考となるモデルの提示などを行ったが、各地方公共団体における取組については、必ずしも当初の予定どおりに実行できない例もあった。</p> <p>なお、交付金を活用して就職氷河期世代の方へ支援を行う地方公共団体数、就業者数及び社会参加者数は着実に増加している。</p> <p>令和5年度(第二ステージ)以降は、交付金の更なる活用や成果の積上げを促進するため、以下の取組みを行っている。</p> <p>○令和5年度</p> <p>①都道府県の事務的な負担を軽減するため、交付金の申請・交付に係る手続について都道府県を通さず市区町村が直接国へ行えることとした</p> <p>②複数の地方公共団体が連携した効果的・効率的な支援事業の実施を推進</p> <p>③これまでの事業実績を踏まえた就業者数等を事業目標として定めるとともに、地方公共団体のKPIの設定に関して一定の考え方を示した</p> <p>○令和6年度</p> <p>①幅広い世代を対象とした事業の中で就職氷河期世代には本交付金を充当可能とする運用改善</p> <p>②実態調査等事業への支援強化(令和6年度事業限定の定額補助化(上限有))</p> <p>なお、令和7年度以降の支援については検討中。</p>

	<p>(政策名/施策名)経済財政政策の推進/民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)</p> <p>「PPP/PFIの事業規模」については、目標値の21兆円を達成することができた。 「優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した地方公共団体数」については、令和6年度末の目標値が334団体で令和4年度末時点での進捗状況は183団体である。目標達成に向けては、特に人口20万人未満の地方公共団体におけるPPP/PFIや優先的検討規程の策定・運用に関する理解不足が課題である。 「地域プラットフォームに参画する人口20万人未満の地方公共団体数」については、令和5年度末の目標値が550団体で令和4年度末時点での進捗状況は482団体であり、目標達成に向け順調に推移している。 「地域プラットフォームを活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数」については、令和5年度末の目標値が200団体で令和4年度末時点での進捗状況は155団体であり、目標達成に向け順調に推移している。</p> <p>(政策名/施策名)経済財政政策の推進/民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する制度の運用</p> <p>審議会での審議を経た各種規程の策定・認可や、本制度の運用に資する調査の実施、JANPIAの監督等を通じて、制度の円滑な運用に努めた。助成を開始した令和元年度から令和4年度までの「指定活用団体の資金提供契約額」は着実に増加しており、施策目標である「NPO法人をはじめとする民間による公益活動の活性化」に寄与している。</p> <p>【参考:令和元年度から令和4年度までの「指定活用団体の資金提供契約額」】 令和元年度:29.8億円 令和2年度:27.9億円 令和3年度:32.7億円 令和4年度:39.9億円</p>
<p>施策の分析 (目標達成・未達成に関する 要因分析等)</p> <p>評価結果</p>	<p>(内外の経済動向調査・分析) 「月例経済報告」など参考指標1～7の各公表物を確実に実施するとともに、その中で物価と賃金・デフレ脱却など時機を得た内容を扱うことで、国民の関心を引き、その結果、測定指標である報道社数やホームページへのアクセス数に関する目標をほぼ達成し、中目標である「政策運営のインフラ」としての活用に役立った。</p> <p>(民間資金等活用事業の推進) 測定指標1「PPP/PFI事業規模」については、令和4年度の実績は約3.9兆円であり、令和5年度も同程度であれば令和5年度の目標値である6兆円は達成できる見込み。 測定指標5「優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数」については、令和4年度の実績は183団体で、令和5年度の目標である270団体は厳しい目標値である。人口20万人未満の地方公共団体における優先的検討規程の策定率が低く、目標年度である令和6年度の目標達成に向けては、特に人口20万人未満の地方公共団体におけるPPP/PFIや優先的検討規程の策定・運用に関する理解不足が課題である。 測定指標6「地域プラットフォームに参画する人口20万人未満の地方公共団体数」、測定指標7「地域プラットフォームを活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数」については、令和4年度の実績はそれぞれ482団体、155団体で、令和5年度の目標値は達成できる見込みである。</p> <p>(市民活動の促進) 内閣府NPOホームページの充実や意見交換会等(参考指標11)の機会を捉えてNPO法人制度に係る適切な周知・情報発信等を実施するとともに、NPO法に基づく各種事務手続きをオンライン化できるシステムの改良によるユーザーの利便性向上等に取組んだ結果、NPO法人の認定数(測定指標8)が対前年度比で増加するなど、NPO法人の公益活動の活性化(中目標)に資する環境整備を進展することができたと考えている。</p> <p>(休眠預金等の活用) 令和5年度においても、審議会での審議を経た各種規程の策定・認可や、本制度の運用に資する調査の実施、JANPIAの監督等を通じて、制度の円滑な運用に努めた。また、民間団体の資金提供に関するニーズ等を踏まえ、年度途中で令和5年度基本計画を改正して資金提供契約額の引上げを実施することにより、測定指標9「指定活用団体の資金提供契約額」については当初見込んでいた額を上回った。加えて、現時点(令和6年5月)において、令和5年度出資事業における資金分配団体及び令和5年度活動支援団体事業における活動支援団体の公募を実施中のため、令和5年度の資金提供契約額はさらに増加する見込みである。なお、各種民間団体からJANPIAに対する申請額についても、大幅に増加している。</p> <p>【参考:各年度における民間団体からJANPIAへの申請額】 令和元年度:76.0億円 令和2年度:61.4億円 令和3年度:95.5億円 令和4年度:127.2億円 令和5年度:158.4億円</p>
	<p>【次期の施策の方向性について】</p> <p>引き続き推進</p> <p>【目標・測定指標の見直し等について】</p> <p>(内外の経済動向調査・分析) 測定指標は中目標を測定する上で適切であり、引き続き「記事掲載社数」と「ホームページアクセス件数」を測定指標としたい。 例えば、月例経済報告トップページは、令和4年度のアクセス数と比べても増加しており、また、経済財政諮問会議のトップページへのアクセス件数などと比べても相対的に高い水準となっている(月例アクセス数:令和4年度35.4万件、令和5年度40.3万件、諮問会議アクセス数:24.3万件)。次年度以降も物価と賃金の好循環など時機を得たテーマを扱いこの水準を維持できるように取り組む。</p> <p>(民間資金等活用事業の推進) 令和13年度にPPP/PFI事業規模30兆円の目標を達成するため、引き続き、地域におけるPPP/PFIの案件形成の促進を進めて行く必要がある。 目標達成に向けては、特に人口20万人未満の地方公共団体におけるPPP/PFI事業の普及促進が課題であることから、地方公共団体を対象にしたセミナー開催により、PPP/PFIに取り組む機運醸成や理解促進、PPP/PFIに係る知識習得を図るとともに、PPP/PFI事業の中から先導的な優良事例を表彰する「PPP/PFI事業優良事例表彰」の実施により、PPP/PFI推進の機運醸成、地域におけるPPP/PFIの活用拡大を図っていく。また、優先的検討規程の策定・運用に関する理解促進、支援推進や、未設置都道府県における地域プラットフォーム形成支援、地域プラットフォームの地方公共団体における有効活用の促進を図っていく。</p> <p>(市民活動の促進) 人口減少・少子高齢化を背景に経済・財政状況の厳しさが増す中で、NPO法人をはじめとする民間非営利セクターの公益活動が活性化され(中目標)、社会が直面する諸課題を解決する手段等が多様かつ豊かになることは重要であると考えている。 引き続き、今期と同じ目標・測定指標を設定して、NPO法人の活動促進に向けた環境整備を着実に実施するとともに、NPO法人の中でも広く市民の支援を受け、かつ、活動基盤がしっかりとした認定NPO法人が増えていく(測定指標8)よう、その普及・定着に取り組んでいく。 なお、目標達成に向けて、所轄庁等との意見交換や「特定非営利活動法人に関する実態調査」の結果等を通じてNPO法人の抱える諸課題を把握し、NPO法制度の円滑な運用の促進を図っていく。</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>(休眠預金等の活用) 施策目標である「民間の創意工夫による社会課題の解決」を達成できるよう、引き続き、委託調査や基本計画の策定等を実施し、制度の運用が円滑に行われるように取り組んでいく。 なお、測定指標等の一部について、以下のとおり見直すこととしたい。</p> <p>○測定指標2について 施策目標「民間の創意工夫による社会課題の解決」の測定指標2「休眠預金等活用制度における目標とするインパクトの達成事業数」(主要な測定指標)については、以下の通り見直しを行うこととしたい。 ・現在の測定指標は、令和5年度の実績値については、令和2年度の助成事業に採択された実行団体による活動の成果を測るものとなっており、中目標3の測定指標9「指定活用団体の資金提供契約額」と直接的につながるものとなっていない(測定指標9の実績値は令和5年度の資金提供契約額である一方、令和2年度の助成事業に採択された実行団体は令和2年度における資金提供契約額を原資とする助成を受けて活動を行っている)。さらに、実行団体によっては、報告書の作成・公表時期が予定された時期よりも遅くなるなど、実績値の確実な測定に支障が生じている。 ・本制度において社会課題の解決を担う主体は、指定活用団体から資金分配団体への助成・出資を経て、資金分配団体から助成・出資を受けて活動を行う実行団体である。また、資金分配団体に採択された実行団体は速やかに公表されている。そのため、本施策目標の測定に当たっては、社会課題解決の担い手である実行団体の採択数を継続的に把握することにより、定量的かつ確実に測定することが可能。 ・これらを踏まえ、測定指標2については、同年度に新たに採択された「実行団体の数」に変更するとともに、その目標については引き続き「前年度以上」とすることとしたい。</p> <p>○測定指標9について 中目標3の測定指標9「指定活用団体の資金提供契約額」について、法改正により指定活用団体の資金提供手法として新たに出資が加わったことから、同測定指標に出資額が含まれることを明示するため、「助成額と出資額の合計額」に変更することとしたい。</p> <p>○参考指標12、13について ・中目標3の参考指標12「指定活用団体から助成を受けた資金分配団体数」について、指定活用団体から助成(及び出資)を受ける資金分配団体は、測定指標9の「指定活用団体の資金提供契約額」の範囲内で指定活用団体による公募を通じて決定されるものであり、測定指標9と参考指標12は実質的に同じ内容を測定していると考えられることから、参考指標12は削除することとしたい。 ・中目標3の参考指標13「審議会の開催件数」については、活動実績「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本計画等の策定」の参考指標として設定されているが、基本計画等の策定においては審議会の意見を聴くために必ず審議会が開催されるものであり、参考指標として設定する必要性が低いと考えられることから、参考指標13は削除することとしたい。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○測定指標8：内閣府において、67所轄庁(都道府県・政令市)に調査を実施し集計。(内閣府NPOホームページ「認定・特例認定NPO法人数」(https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/nintei-houjin)) ○測定指標9及び参考指標12：JANPIA公表資料</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局・作成責任者名</p>	<p>政策統括官(運営担当)就職氷河期支援事業推進室 参事官 酒巻 浩 政策統括官(経済財政分析担当) 多田 洋介 参事官(総括担当) 政策統括官(経済社会システム) 民間資金等活用事業推進室参事官 大塚 久司 政策統括官(共生・共助担当) 参事官(共助社会づくり推進担当) 併 休眠預金等活用担当室参事官 田中 茂樹</p>	<p>事後評価実施時期</p>	<p>令和6年8月</p>
--------------------	---	-----------------	---------------

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府6-10)

政策名	共生社会政策				
施策名	高齢社会対策大綱の作成・推進				
達成すべき目標	【施策目標】高齢者の社会的な活動等の拡がり 【中目標】高齢者の学習・自己啓発・訓練(学業以外)への関心の高まり				
施策の概要	【施策の概要】 高齢社会対策基本法及び高齢社会対策大綱に基づき、高齢者の社会的な活動等への参加を促進するため、内閣府においては、高齢社会の状況を把握する調査や、高齢者の社会的な活動等への参加に関する啓発事業等を実施している。				
	【旧施策の実績・実施状況】 (政策名/施策名) 共生社会実現のための施策の推進/高齢社会対策の総合的推進 (評価対象期間) 平成26年度～令和4年度 ・平成29年6月より「高齢社会対策の基本的な在り方等に関する検討会」を開催し、経済社会情勢の変化等を踏まえ、平成30年2月に高齢社会対策大綱の見直しを行った。 ・高齢社会に関する状況を把握するため、高齢社会対策の施策分野別にテーマを設定し、各年度において調査を実施した。 ・年齢にとらわれず自由で生き生きとした生活を送る高齢者(エイジレス・ライフ実践者)や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を広く紹介するため、各年度において、エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の表彰を実施した。 ・高齢期においても、誰もが地域において生きがいを持っていきいきとした生活ができる社会を目指し、各年度において、エイジレス・ライフの実践事例や、地域で社会参加活動を積極的に行っている高齢者のグループ等の事例を紹介するとともに、有識者による講演・パネルディスカッション等を行う「高齢社会フォーラム」を開催した。				
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	【令和5年度に実施した具体的取組】 ・「令和5年度高齢社会対策総合調査(高齢者の住宅と生活環境に関する調査)」を実施した。 ・エイジレス・ライフ実践事例として個人60名、社会参加活動事例として42団体を選考し、表彰を実施した。 ・兵庫県姫路市において、「令和5年度高齢社会フォーラム」を開催した。 ・少子高齢化の更なる進行、健康寿命や平均寿命の延伸、高齢者の単身世帯の増加といった、経済社会情勢の変化等を踏まえ、令和6年2月に開催した高齢社会対策会議において、令和6年夏頃を目途に、新たな大綱の案の作成を行うこと等を決定した。 また、これを踏まえ、新たな大綱の案の作成に資するため、令和6年2月から、有識者により構成される「高齢社会対策大綱の策定のための検討会」を開催しており、今後の高齢社会対策の推進に当たっての基本姿勢や、重点的に取り組むべき施策等について議論を行った。				
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算の状況	当初予算(a)	31	32	32	32
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
	合計(a+b+c)	31	32	32	-
執行額	19	21	27	-	
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	高齢社会対策大綱(平成30年2月16日閣議決定)				

施策目標 (最終アウトカム)	高齢者の社会的な活動等の拡がり								
測定指標1 【主要な測定指標】	社会的な活動等を行っている高齢者の割合(厚生労働省「国民健康・栄養調査」)								
	目標値 (目標年度)	80% (令和6年度)	年度ごとの目標値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	基準値 (基準年度)	男性:62.4% (平成28年度) 女性:55.0% (平成28年度)	年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	-
中目標1	高齢者の学習・自己啓発・訓練(学業以外)への関心の高まり								
測定指標2 【主要な測定指標】	学習・自己啓発・訓練(学業以外)行動者率(総務省「社会生活基本調査」)								
	目標値 (目標年度)	令和3年度より上昇 (令和8年度)	年度ごとの目標値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	基準値 (基準年度)	65~69歳35.3% 70歳以上26.3% (令和3年度)	年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	-
参考指標1	①社会的な活動等を行っている高齢者の割合(内閣府「高齢社会対策総合調査」) ②学習・自己啓発・訓練(学業以外)行動者率(内閣府「高齢社会対策総合調査」)								
	①参考値 (参考年度)	-	①年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	-
参考指標2	掲載したホームページのページビュー数(内閣府「高齢社会対策総合調査」) ※HP掲載日から当該年度末までのページビュー数を集計								
	参考値 (参考年度)	19,118回 (過去5か年度における単年度平均)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	-

参考指標3	掲載したホームページのページビュー数(エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例表章) ※HP掲載日から当該年度末までのページビュー数を集計							
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
参考値 (参考年度)	6,836回 (過去5か年度における 単年度平均)	年度ごとの実績値	10,530回 ※R5の表章事例のみカウント					
参考指標4	参加人数、視聴回数(高齢社会フォーラム) ※当日の会場における参加人数、オンライン配信の視聴者数、終了後に公開している動画の視聴回数(動画掲載から当該年度末までの回数)を合算して集計							
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
参考値 (参考年度)	-	年度ごとの実績値	848					

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③ 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標1については令和6年度、測定指標2については令和8年度に調査を実施予定であるが、参考指標2及び3の令和5年度実績を踏まえ、「相当程度進展あり」とした。
	旧施策の評価結果	高齢社会対策に関する調査の実施やエイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の表章、高齢社会フォーラムの開催を通じて、高齢者の社会的な活動等への参加を促進してきたところ、「社会的な活動を行っている高齢者の割合」はH24からH28にかけてほぼ横ばい(※1)となっている。また、「高齢者の学習・自己啓発・訓練(学業以外)行動者率」についても、H28からR3にかけてほぼ横ばい(※2)となっており、引き続き高齢者の社会参加を促進するための取組を進めていく必要がある。 ※1 厚生労働省「国民健康・栄養調査」より ・社会的な活動等を行っている高齢者の割合 男性: 63.6%(H24) → 62.4%(H28) 女性: 55.2%(H24) → 55.0%(H28) ※2 総務省「社会生活基本調査」より ・学習・自己啓発・訓練(学業以外)行動者率 65～69歳: 30.9%(H23) → 33.6%(H28) → 35.3%(R3) 70歳以上: 24.1%(H23) → 25.4%(H28) → 26.3%(R3)
	施策の分析 (目標達成・未達成に関する要因分析等)	測定指標1・2について、現時点では実績値を把握できないため、分析は困難である。 参考指標1の①・②については、令和6年度以降に実施する「高齢社会対策総合調査」において、毎年度把握することを予定している。 参考指標2については、調査結果の掲載から約2か月でページビュー数が5,000回以上となっており、現状のペースを考慮すると、参考値(過去5か年度の単年度平均)を大きく上回ると思われる。 参考指標3については、ページビュー数が過去5か年度の単年度平均を越えており、エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の表章を通じて、高齢者の社会的な活動等への参加に係る啓発の一層の推進を図っている。 参考指標4については、令和5年度より、当日の会場における参加人数、オンライン配信の視聴者数、終了後に公開している動画の視聴回数を合算して集計することとしており、それ以前の年度との比較はできない。
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【目標・測定指標の見直し等について】 本年夏頃を目途に、今後5年程度を見据えた政府の中長期的な指針である「高齢社会対策大綱」を策定した上で、政府全体として高齢者の社会的な活動を更に推進していくとともに、内閣府においては、高齢社会対策総合調査やエイジレス・ライフ実践事例等の表章、高齢社会フォーラムの開催等を通じて、引き続き目標の達成に取り組んでいく。

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな高齢社会対策大綱の策定に向けた基本的な方向性等について、有識者検討会において議論 ・令和5年度高齢社会対策総合調査の設計や分析について、当該調査に係る有識者会議において議論 ・令和5年度高齢社会フォーラムにおいて、有識者による基調講演やパネルディスカッションを実施 ・令和5年度エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の表章について、有識者で構成される選考委員会において事例を選考
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局・作成責任者名	政策統括官(共生・共助担当)付企画官(高齢社会対策担当) 須藤 圭亮	事後評価実施時期	令和6年8月
-------------	------------------------------------	----------	--------

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府6-11)

政策名	共生社会政策																																		
施策名	障害者基本計画の策定・推進																																		
達成すべき目標	<p>【施策目標】障害を理由とする差別の解消を推進することで、共生社会の実現に資する。</p> <p>【中目標1】障害者差別解消に向け行政機関職員が遵守すべき服務規律が整備される</p> <p>【中目標2】地域で取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークが形成される</p> <p>【中目標3】障害を理由とする差別の解消に関する国民意識が向上し、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因が解消される</p>																																		
施策の概要	<p>【施策の概要】</p> <p>障害者基本計画(第5次)及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づき、対応要領・対応指針の改定の推進、障害者差別解消に関する調査研究、障害者差別解消支援地域協議会の体制整備、障害を理由とする差別の解消に関する国民理解の促進により、共生社会の実現に資する。</p>																																		
	<p>【旧施策の実績・実施状況】</p> <p>(政策名/施策名)共生社会実現のための施策の推進/障害者施策の総合的推進 (評価対象期間)平成30年度～令和4年度 (評価方式)総合評価方式</p> <p>・令和3年5月に「改正障害者差別解消法」が成立、同法の施行に向けて、府省庁等における職員対応要領、主務大臣が作成した対応指針の改定に当たり、障害者政策委員会の審議を経て「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を改定。</p> <p>・障害者差別解消支援地域協議会未設置の市町村の取組を後押しするため、課題整理などを支援する有識者等の派遣、地方公共団体による取組事例の報告会や地方公共団体の職員等を対象としたブロック研修会の継続的な開催、障害者差別解消法や基本方針に沿った事案の分析・対応の検討を行う際の参考資料となるような相談対応ケーススタディ集を作成といった取組を実施。</p> <p>・障害者差別解消法の周知・啓発のためのリーフレット作成・提供、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供や環境の整備に関する事例を収集した「合理的配慮の提供等事例集」の作成・提供、障害者差別解消法のほか合理的配慮の提供や環境の整備の障害種別事例などをわかりやすく紹介する「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」の開設、行政機関等の相談窓口寄せられた具体例をデータベースとして公開。</p>																																		
施策の概要	<p>【令和5年度に実施した具体的取組】</p> <p>・府省庁等における対応要領・対応指針の改定及び公表等 令和5年3月に改定された「基本方針」に即して、府省庁等における職員対応要領、各主務大臣が作成した対応指針を改定。これらの改定に当たり、障害者差別解消法の規定に基づき、障害者団体や事業者団体からのヒアリングを内閣府主催により実施。また、全国の地方公共団体に改定後の内閣府の対応要領を周知するとともに、都道府県に対し、対応要領が未策定である市町村における策定に向けた情報提供等の協力依頼を実施。</p> <p>・相談対応マニュアルの整備 障害当事者や有識者による検討会を立ち上げ、同検討会での議論を踏まえ、国や地方公共団体における相談対応や相談対応を担う人材の育成に資するような相談対応マニュアルを作成。関係省庁や地方公共団体に通知し、内閣府ホームページに掲載。</p> <p>・相談窓口の試行 令和5年10月から令和7年3月までの1年半の期間、「障害者差別解消法」に関する質問に回答すること及び障害を理由とする差別に関する相談を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口につなげるための調整・取次を行う役割を担う相談窓口である「つなぐ窓口」を試行的に実施(令和5年10月から令和6年3月まで、相談対応件数 1,163件 うち自治体等取次案件 121件)。</p> <p>・地域協議会強化ブロック研修会の開催 各都道府県等で地域協議会の設置や活性化に向けた確かな助言等ができる人材育成等を図ることを目的とした「障害者差別解消支援地域協議会に係る体制整備・強化ブロック研修会」を、令和5年度は6ブロック(北海道・東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州・沖縄)で開催(参加者合計297人)。</p> <p>・障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト・データベース運営 「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」をはじめとした、「障害者差別解消法」により定められている事項などについて、イラストや動画で分かりやすく解説。また、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」、「環境の整備」の具体例を、障害の種別などに応じて検索できる「障害者差別解消に関する事例データベース」を運営。その他、政府広報等により、障害を理由とする差別の解消に関する広報・啓発を実施。</p>																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況</td> <td>当初予算(a)</td> <td>124</td> <td>118</td> <td>122</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>124</td> <td>118</td> <td>122</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>91</td> <td>79</td> <td>108</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>					区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	予算の状況	当初予算(a)	124	118	122	123	補正予算(b)	-	-	-	-	繰越し等(c)	-	-	-	-	合計(a+b+c)	124	118	122	-	執行額	91	79	108
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																															
予算の状況	当初予算(a)	124	118	122	123																														
	補正予算(b)	-	-	-	-																														
	繰越し等(c)	-	-	-	-																														
	合計(a+b+c)	124	118	122	-																														
執行額	91	79	108	-																															
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定)</p> <p>・障害者基本計画(第5次)(令和5年3月14日閣議決定)</p> <p>・経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)</p>																																		

施策目標(最終アウトカム)	障害を理由とする差別の解消を推進することで、共生社会の実現に資する							
中目標1	障害者差別解消に向け行政機関職員が遵守すべき服務規律が整備される							
測定指標1【主要な測定指標】	障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している地方公共団体の割合(政令指定都市及び中核市等以外の市町村)							
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標値(目標年度)	100%(令和9年度)	年度ごとの目標値	100%(令和9年度までの目標値)				△
基準値(基準年度)	73.4%(令和4年)	年度ごとの実績値	76.6%					
中目標2	地域で取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークが形成される							
測定指標2【主要な測定指標】	障害者差別解消支援地域協議会を設置している地方公共団体の割合(政令指定都市及び中核市等以外の市町村)							
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標値(目標年度)	80%以上(令和9年度)	年度ごとの目標値	80%以上(令和9年度までの目標値)				△
基準値(基準年度)	57.0%(令和4年)	年度ごとの実績値	60.7%					

参考指標1	マニュアル整備件数		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	1件(見込み) (令和5年度)	年度ごとの実績値	1件				
参考指標2	相談窓口開設期間		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	5か月(見込み) (令和5年度)	年度ごとの実績値	5か月半				
参考指標3	研修会の開催回数		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	6回(見込み) (令和5年度)	年度ごとの実績値	6回				
中目標3	障害を理由とする差別の解消に関する国民意識が向上し、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因が解消される							
測定指標3	合理的配慮が行われなかったら、障害を理由とする差別に当たる場合があると思う人の割合							
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標値 (目標年度)	65.0% (令和9年度)	年度ごとの目標値	65.0%(令和9年度までの目標値)				-
基準値 (基準年度)	64.7% (令和4年度)	年度ごとの実績値						
参考指標4	障害者差別解消法について、聞いたことがある人の割合(全体)		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	32.0% (令和5年度)	年度ごとの実績値	32.0%				
参考指標5	事例登録件数		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	120件 (令和4年度)	年度ごとの実績値	134件				

目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分) ④ 進捗が大きい
	(判断根拠) -
旧施策の評価結果	<p>障害者基本計画(第4次)の計画期間満了時点における成果目標の達成状況等を踏まえれば、一定の効果・進捗がある。</p> <p>測定指標1関係: 障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している地方公共団体の割合 基準値 61.6%(平成29年4月)、実績値 73.4%(令和4年4月)</p> <p>測定指標2関係: 障害者差別解消支援地域協議会を組織している地方公共団体の割合 基準値 37.8%(平成29年4月)、実績値 57.0%(令和4年4月)</p> <p>測定指標3関係: 合理的配慮が行われなかったら、障害を理由とする差別に当たる場合があると思う人の割合 基準値 53.5%(平成29年8月)、実績値 64.7%(令和5年2月)</p>
評価結果 施策の分析 (目標達成・未達成に関する 要因分析等)	<p>・測定指標1 令和9年度の目標値には及ばなかったものの、その実績値は着実に向上している。その要因として、改正障害者差別解消法の施行について、政府広報やメディアの報道により、合理的配慮の提供が義務化される事業者等の関心が高まっている状況下において、府省庁等における職員対応要領、主務大臣が作成した対応指針を改定し、順次、府省庁等において公表を行っていること、全国の地方公共団体に改定後の内閣府の対応要領を周知したこと、その他、地方公共団体の職員等を対象とした「ブロック研修会」の開催など地方公共団体に向けた取組の効果があったものと考えられる。一方、町村を中心に対応要領未策定の地方公共団体が少なからず存在し、人員やノウハウの不足等を未策定の理由としている。このため、今後、地方公共団体における好事例等を収集し、周知を図るなどの対策を検討。</p> <p>・測定指標2 令和9年度の目標値には及ばなかったものの、その実績値は着実に向上している。その要因として、改正障害者差別解消法の施行が迫り、政府広報やメディアの報道により、合理的配慮の提供が義務化される事業者等の関心が高まっている状況下において、国や地方公共団体における相談対応や相談対応を担う人材の育成に資する「相談対応マニュアル」を作成し、地方公共団体へ提供したこと、令和5年10月から令和7年3月までの1年半の間、障害者や事業者、都道府県・市区町村等からの相談に対して法令の説明や適切な相談窓口等につなぐ役割を担う国の相談窓口である「つなぐ窓口」の試行的な実施、地方公共団体職員等を対象とした「ブロック研修会」の開催など地方公共団体に向けた取組の効果があったものと考えられる。</p> <p>・測定指標3 目標に対する実績値を集計できないところではあるが、障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト・データベースの運営、政府広報等による同サイトの広報・啓発、着実なデータベースの事例登録件数増加等により、内閣府が実施した意識調査によれば、「障害者差別解消法という法律について聞いたことがありますか」に対して「聞いたことがある」と答えた人の割合(参考指標4)は、令和4年度調査で20.6%だったところ、令和5年度調査では32.0%に増加しており、その効果は一定程度認められる。一方、町村を中心に地域協議会未設置の地方公共団体が少なからず存在し、人員不足や他の動向を見て検討する等を未設置の理由としている。このため、今後、地方公共団体における好事例等を収集し、周知を図るなどの対策を検討。</p>
次期目標等への 反映の方向性	<p>【次期の施策の方向性について】 引き続き推進</p> <p>【目標・測定指標の見直し等について】 令和9年度の目標値には及ばなかったものの、その実績値は着実に向上しているため、引き続き、府省庁等における対応要領・対応指針の改定及び公表等、相談対応マニュアルの整備、相談窓口の開設、地域協議会強化ブロック研修会の開催、障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト・データベース運営等に取り組み、障害者基本計画(第5次)関連成果目標を踏まえた政策評価をすべく、次期においても「達成すべき目標」及び「測定指標」を維持。</p>

学識経験を有する者の 知見の活用	-
---------------------	---

政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	測定指標1及び2; 障害者差別の解消の推進に関する地方公共団体への調査(令和6年3月) 参考指標4; インターネットによる共生社会に関する意識調査(令和5年7月)
-------------------------------	--

担当部局・作成責任者名	政策統括官(共生・共助担当) ・参事官(障害者施策担当) 小林 淳	事後評価実施時期	令和6年8月
-------------	--------------------------------------	----------	--------

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府6-14)

政策名	共生社会政策					
施策名	青年国際交流の推進					
達成すべき目標	【施策目標】国際社会・地域社会でリーダーシップを発揮できる青年の輩出 【中目標】国際協調の精神とリーダーシップ力、マネジメント力の向上					
施策の概要	【施策の概要】 日本青年の海外派遣、外国青年の日本招へい、船による多国間交流事業等の実施を通して、青年相互の理解と友好を促進するとともに、青年の国際的視野を広めて、国際協調の精神を養い、次世代を担う国際性とリーダーシップを備えた青年を育成する。					
	【旧施策の実績・実施状況】 (政策名／施策名) 共生社会実現のための施策の推進／青年国際交流の推進 (評価対象期間) 平成30年度～令和4年度 (評価方式) 総合評価方式 平成30年度及び令和元年度については、予定通り、日本青年の海外派遣、外国青年の日本招へいと船による多国間交流を着実に実施した。 令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の世界的流行のため通常通りの事業の実施が困難となったが、オンライン交流という形式で事業を行い、対面での交流が叶わない中でも工夫を凝らして交流を実施した。 令和4年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、一部の事業において、感染症対策を十分に実施したうえで対面交流を復活させ、過去2年間のオンライン交流の実績も生かして、オンラインと対面を組み合わせたハイブリッド形式という新たな形での交流を実現した。 【令和5年度に実施した具体的取組】 日本・中国青年親善交流事業のみオンラインにて交流を行ったが、新型コロナウイルス感染症の流行の収束を踏まえ、4年ぶりに国際社会青年育成事業及び日本・韓国青年親善交流事業での日本青年の海外派遣及び外国青年の日本招へいや「東南アジア青年の船」事業での対面交流、「世界青年の船」事業での船を用いての交流を再開した。中でも、「世界青年の船」事業では、令和3年度から4年度にかけて実施した「青年国際交流事業の在り方検討会」での議論も踏まえ、日本国内を船で回り、寄港地において、地域が現に抱える課題について解決策を検討・提案する形で実施する実践的なプログラムを新たに実施した。					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	予算の状況	当初予算(a)	1,383	1,328	1,331	1,346
		補正予算(b)	-1,231	-768	0	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	152	560	1,331	-
執行額	108	411	953	-		
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)					

施策目標 (最終アウトカム)	国際社会・地域社会でリーダーシップを発揮できる青年の輩出									
中目標1	国際協調の精神とリーダーシップ力、マネジメント力の向上									
測定指標1 【主要な測定指標】	事業参加青年を対象とした事業効果把握調査の結果									
	目標 (目標年度)	参加青年について、参加前や本事業に参加していない一般層との比較において、特定の行動傾向に優位性が生じること (令和9年度)	施策の進捗状況 (目標)	参加青年について、参加前や本事業に参加していない一般層との比較において、特定の行動傾向に優位性が生じること	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	基準 (基準年度)	-	施策の進捗状況 (実績)	参加青年について、成果に結びつける力に係る行動傾向のうち周囲との競争的な場面でチャレンジ的な行動をとる傾向や、性格特性(外向性、開放性、協調性)において、参加前と比較して優位性が確認できた。なお、成果に結びつける力に係る行動傾向の総合的な値を測定する指標において、一般層と比較して高い優位性を確認することができた。						○
	参考指標1	国際社会青年育成交流事業、日本・中国青年親善交流事業及び日本・韓国青年親善交流事業において、外国青年と交流を行った日本参加青年の人数								
	参考値 (参考年度)	48 (令和4年度)	年度ごとの実績値	71						
参考指標2	国際社会青年育成交流事業、日本・中国青年親善交流事業及び日本・韓国青年親善交流事業において、日本青年と交流を行った外国参加青年の人数									
	参考値 (参考年度)	69 (令和4年度)	年度ごとの実績値	82						
参考指標3	「東南アジア青年の船」事業及び「世界青年の船」事業において、外国青年と交流を行った日本参加青年の人数									
	参考値 (参考年度)	78 (令和4年度)	年度ごとの実績値	111						
参考指標4	「東南アジア青年の船」事業及び「世界青年の船」事業において、日本青年と交流を行った外国参加青年の人数									
	参考値 (参考年度)	320 (令和4年度)	年度ごとの実績値	207						

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成 (判断根拠) 成果に結びつける力に係る行動傾向については、周囲との競争的な場面でチャレンジングな行動をとる傾向において、事業参加青年に参加前後で有意な数値の上昇(55.2→59.5(※1))が認められた。普段と異なり行動発揮が難しい環境の中ではあったものの、多くの参加青年が、周囲と競争的な場面においては、従来よりもチャレンジングな行動を取れるようになったと推察される。 また、性格特性においては、外向性、開放性、協調性の3分野において、事業参加青年に参加前後で有意に変化が認められる結果(外向性:5.6→6.5、開放性:6.6→7.0、協調性:5.5→5.9(※2))となった。青年国際交流事業での経験を通じて、興味や関心が外に向き、他者との協調性が増すとともに、新しい物事に対する寛容性、創造性が向上したものと推察される。 なお、一般層との比較においては、「成果に結びつける力」に係る行動傾向の総合的な値を測定する指標において、事業後の事業参加青年は一般層に比して非常に高い値(一般層:50、事業参加者:61.5(※1))を示した。 (※1)最大を100、最小を0、全国平均を50として整理した値。 (※2)最大を10、最小を1、全国平均を5.5として整理した値。	
	旧施策の評価結果	令和2年度から5年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により従来と異なる形での事業の実施となったため、例年と比較した定量的な評価は困難だが、様々な制約の中にあつて、本体プログラムに先立って青年同士の自由な交流を可能とするオンラインのプラットフォームを設定する等、できる限りの工夫を凝らし、参加青年の育成に資する充実した交流を実施できたものと評価する。	
	施策の分析 (目標達成・未達成に関する要因分析等)	言語的にも文化的にも普段と異なる困難な環境の中で、より実践的な内容について主体的に取り組むことが求められる様々なプログラムに参加する経験を提供できたことが、上記のような測定結果を得られた要因であると考えられる。	
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【目標・測定指標の見直し等について】 各年度の事業の実施結果を踏まえ、国際社会・地域社会で活躍する次世代グローバルリーダーの育成という事業目的を達成すべく、毎年度の事業を着実に改善するとともに、事業の効果を適切に測定をする指標について引き続き検討する。	
学識経験を有する者の知見の活用	-		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	令和5年度実施「内閣府青年国際交流事業参加青年の選考試験の実施及び事業効果の把握に係る請負業務」におけるパーソナリティ診断を用いた事業効果の把握結果報告書 内閣府青年国際交流事業既参加日本青年フォローアップ調査報告書		
担当部局・作成責任者名	政策統括官(共生・共助担当)付 参事官(青年国際交流担当) 藤森 俊輔	事後評価実施時期	令和6年8月

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府6-16)

政策名	遺棄化学兵器廃棄処理					
施策名	遺棄化学兵器の廃棄処理の実施					
達成すべき目標	【施策目標】可能な限り早期に中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄を完了させる。 【中目標】「中華人民共和国において日本が遺棄した化学兵器の2022年より後の廃棄計画(以下「廃棄計画」という。)」(令和4年10月化学兵器禁止機関執行理事会承認)を達成					
施策の概要	【施策の概要】 化学兵器禁止条約上の義務を履行するため、中国側と協議しながら、中国各地で発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器について、環境と安全を最も優先しつつ、速やかに発掘・回収、廃棄処理を行う。					
	【旧施策の実績・実施状況】 (政策名/施策名)遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進/化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理 (評価対象期間)令和元年度～令和4年度 (評価方式)実績評価方式 測定指標①ハルバ嶺(吉林省)における遺棄化学兵器の廃棄数:R元年度3,251、R2年度0(※)、R3年度2,332、R4年度4,107 測定指標②移動式廃棄処理設備による遺棄化学兵器の廃棄数:R元年度1,828、R2年度0(※)、R3年度0(※)、R4年度1,754 測定指標③各地の発掘・回収の箇所数:R元年度6、R2年度0(※)R3年度0(※)、R4年度7 ※新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、事業を中断したため。 ○ハルバ嶺における遺棄化学兵器について、R元年度～R4年度までの間に9,690発の廃棄処理を実施した。 ○移動式処理設備により、R元年度～R4年度までの間に3,582発の遺棄化学兵器を廃棄処理した。 ○R元年度～R4年度までの間、ジャムス(黒竜江省)、尚志(黒竜江省)、琿春(吉林省)等8箇所遺棄化学兵器の発掘・回収を実施した。 また、チチハル(黒竜江省)、鶏西(黒竜江省)等5箇所遺棄化学兵器のX線鑑定等を実施した。					
	【令和5年度に実施した具体的取組】 ○ハルバ嶺における遺棄化学兵器について、20,605発の廃棄処理を実施した。 ○移動式処理設備により、ハルビン(黒竜江省)において、1,656発の遺棄化学兵器を廃棄処理した。 ○ジャムス、尚志、琿春、牡丹江(黒竜江省)、伊春(黒竜江省)において、遺棄化学兵器の発掘・回収を実施するとともに、ハルビン及びび漢(湖北省)において、遺棄化学兵器のX線鑑定等を実施した。 ○R5年度末までに、遺棄化学兵器115,641発を発掘・回収し、そのうち88,155発を廃棄処理したところである。					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算の状況	当初予算(a)	50,085	62,241	50,032	47,922
		補正予算(b)	-2,692	-773	13,745	
		繰越し等(c)	19,861	10,687	10,137	
		合計(a+b+c)	67,254	72,155	73,914	
執行額		43,881	49,705	44,294		
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	遺棄化学兵器問題に関する基本方針について(平成27年3月24日閣議決定)					

施策目標 (最終アウトカム)	可能な限り早期に中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄を完了させる。								
中目標1	「中華人民共和国において日本が遺棄した化学兵器の2022年より後の廃棄計画(以下「廃棄計画」という。)」(令和4年10月化学兵器禁止機関執行理事会承認)を達成								
測定指標1 【主要な測定指標】	廃棄計画の達成状況								
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標 (目標年度)	廃棄計画を達成 (R9年度)	施策の進捗状況 (目標)	廃棄計画を達成(R9年度)					○
基準 (水準・年度)	廃棄計画を踏まえ、遺棄化学兵器の廃棄処理、発掘・回収を実施 (R4年度)	施策の進捗状況 (実績)	廃棄計画を踏まえ、遺棄化学兵器の廃棄処理、発掘・回収を着実に実施した。						
測定指標2	ハルバ嶺における遺棄化学兵器の廃棄数								
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標値 (目標年度)	10数万発 (累計) (R9年度)	年度ごとの目標値	10数万発(累計)(R9年度)					△
基準値 (基準年度)	23,800発 (累計) (R4年度)	年度ごとの実績値	44,405発 (累計)						
参考指標1	ハルバ嶺における遺棄化学兵器の廃棄処理期間								
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	199日 (R4年度)	年度ごとの実績値	229日					

測定指標3	移動式処理設備による遺棄化学兵器の廃棄数		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況	
	目標値 (目標年度)	49,147発 (累計) (R9年度)	年度ごとの目標値	49,147発(累計)(R9年度)					○
	基準値 (基準年度)	42,094発 (累計) (R4年度)	年度ごとの実績値	43,750発 (累計)					
参考指標2	移動式処理設備による遺棄化学兵器の廃棄処理作業日数		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
	参考値 (参考年度)	70日 (R4年度)	年度ごとの実績値	115日					
測定指標4	牡丹江(黒竜江省)、伊春(黒竜江省)及び敦化(吉林省)のうち、遺棄化学兵器の発掘・回収が完了した箇所数		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況	
	目標値 (目標年度)	3箇所 (R7年度)	年度ごとの目標値	3箇所(R7年度)				-	
	基準値 (基準年度)	0箇所 (R4年度)	年度ごとの実績値						
参考指標3	各地の発掘・回収の作業期間		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
	参考値 (参考年度)	385日 (R4年度)	年度ごとの実績値	291日					
参考指標4	各地の発掘・回収の箇所数		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
	参考値 (参考年度)	7箇所 (R4年度)	年度ごとの実績値	7箇所					

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③ 相当程度進展あり (判断根拠) ○測定指標2(ハルバ嶺における遺棄化学兵器の廃棄数)及び測定指標3(移動式処理設備による遺棄化学兵器の廃棄数)について、目標値はR9年度までの累計値であることから、R5年度までの実績累計値との単純比較による達成状況の判定は困難である。そのため、R5年度開始時点での事業計画に基づく廃棄数を合計した累計値を仮の目標値として設定し、達成状況を判定した。 ○測定指標4(牡丹江、伊春及び敦化のうち、遺棄化学兵器の発掘・回収が完了した箇所数)について、目標値はR7年度までに完了した箇所数であるところ、そもそもR5年度での事業完了は予定しておらず、R7年度の実績値で達成状況を判定する方針であるため、R5年度実績値との単純比較による判定は困難であることから、達成状況は「-」とした。 ○測定指標1(廃棄計画の達成状況)について、ハルバ嶺及びハルビンにおいて遺棄化学兵器の廃棄処理を着実に実施しており、ハルバ嶺における遺棄化学兵器及び2022年末までにOPCWに申告されたハルバ嶺以外の遺棄化学兵器は、R9年中に廃棄を完了することが可能であると考えられることから、達成状況は「○」とした。
	旧施策の評価結果	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、R2年度は全ての事業を、R3年度は移動式処理事業と各地発掘・回収事業を中断することとなった。また、ハルバ嶺における遺棄化学兵器について、R3年度及びR4年度の廃棄数は計画を下回ったが、これも新型コロナウイルスの感染拡大による影響であり、やむを得ないものであった。このような状況の中、R元年度～R4年度までの間に、26,589発の遺棄化学兵器を発掘・回収し、13,272発を廃棄処理しており、事業は相当程度進展したものと評価できる。
	施策の分析(目標達成・未達成に関する要因分析等)	○測定指標2(ハルバ嶺における遺棄化学兵器の廃棄数)について、R5年度開始時点での事業計画に基づく廃棄数を合計した累計値を仮の目標値として設定すると、目標値は51,112発となり、実績値は目標値の86.9%となる。目標が未達成となった要因は、大型廃棄処理設備で使用する雷管の仕様変更に伴う処理開始の遅れ及び設備の不具合発生や建屋設備の故障に伴い、やむを得ず廃棄処理を中断したことによる影響である。これらの不具合はR5年度中に措置を行っており、R6年度以降の廃棄処理に影響はない。R5年度は20,605発を廃棄処理しており、ハルバ嶺におけるこれまでの最大値であった。このまま計画どおり廃棄処理を実施していけば、R9年中に廃棄を完了することが可能となる。 ○測定指標3(移動式処理設備による遺棄化学兵器の廃棄数)について、R5年度開始時点での事業計画に基づく(廃棄数を合計した累計値を仮の目標値として設定すると、目標値は43,750発となり、実績値は目標値の100%となる。このまま計画どおり廃棄処理を実施していけば、R9年中に廃棄を完了することが可能となる。 ○測定指標4(牡丹江、伊春及び敦化のうち、遺棄化学兵器の発掘・回収が完了した箇所数)について、R5年度は牡丹江及び伊春において発掘・回収を実施しており、R7年度の事業完了に向けて、着実に進捗したと評価できる。
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【目標・測定指標の見直し等について】 廃棄計画において、ハルバ嶺における遺棄化学兵器及び2022年末までにOPCWに申告されたハルバ嶺以外の遺棄化学兵器については、2027年中に廃棄を完了する予定としており、廃棄計画の達成が、可能な限り早期に中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄を完了させることにつながるため、引き続き推進する。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局・作成責任者名	遺棄化学兵器処理担当室 総務担当参事官 山崎 泰徳	事後評価実施時期	令和6年8月
-------------	---------------------------	----------	--------

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府6-17)

政策名	重要土地等調査				
施策名	重要土地等の調査及び規制等の実施				
達成すべき目標	<p>【施策目標】国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与。 【中目標1】重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為を防止し、重要施設等の機能を維持する。 【中目標2】国民や地方公共団体等における制度理解の醸成</p>				
施策の概要	<p>【施策の概要】 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」(令和3年法律第84号。以下「重要土地等調査法」という。)に基づき、安全保障上重要な施設の周辺や国境離島等において区域の指定を行い、指定した区域内の土地等の利用状況の調査を実施する。また、本法を着実に執行するため、本法の趣旨や制度内容について、国民や地方公共団体の理解促進を図っていく観点から広報等を行う。</p> <p>【令和5年度に実施した具体的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地等利用状況審議会を6回開催し、525箇所(区域指定)について審議し、341箇所(区域指定)を実施した。(184箇所(区域指定)については令和5年度中の当該審議会において了承され、令和6年度に指定された。) ・「特別注視区域」にある土地及び建物に関する所有権等の移転等をする契約を締結する場合、国への提出が義務付けられている届出を受理した。 ・指定された区域内にある土地及び建物で機能阻害行為が行われることを防止するため、それらの土地等の利用の状況を把握する土地等利用状況調査を実施した。 ・土地等利用状況管理システムのデータベースを構築するとともに、土地等の所有者等が当該土地等が対象区域内に存するかを確認することができるWEBサイトの整備を実施した。 ・重要土地等調査法に基づく各種措置の趣旨や区域の範囲、届出手続等について内閣府のホームページに掲載するとともに、リーフレットやチラシを関係地方公共団体や業界団体等に配布するなどの周知・広報活動を実施した。 				
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算の状況	当初予算(a)	—	492	533	529
	補正予算(b)	972	429	242	
	繰越し等(c)	△ 972	543	231	
	合計(a+b+c)	0	1,464	1,006	
執行額	—	1,257	950		
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針(令和4年9月16日閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)				

施策目標 (最終アウトカム)	国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与。								
中目標1	重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為を防止し、重要施設等の機能を維持する。								
測定指標1 【主要な測定指標】	重要土地等調査法の運用状況								
	目標 (目標年度)	重要土地等調査法の着実な運用 (令和9年度)	施策の進捗状況 (目標)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	基準 (基準年度)	重要土地等調査法の運用(令和4年度)	施策の進捗状況 (実績)	本法律に基づき、安全保障上重要な施設の周辺や国境離島等において区域の指定を行い、指定した区域内の土地等の利用状況の調査を実施した。					
参考指標1	区域指定の実施件数								
	参考値 (参考年度)	58箇所 (令和4年度)	年度ごとの実績値	341箇所					
参考指標2	届出の受理件数								
	参考値 (参考年度)	精査中 (令和4年度)	年度ごとの実績値	精査中					
参考指標3	勧告、命令の実施件数								
	参考値 (参考年度)	0件 (令和4年度)	年度ごとの実績値	0件					
参考指標4	審議会の開催回数								
	参考値 (参考年度)	3回 (令和4年度)	年度ごとの実績値	6回					

参考指標5	システム開発の進捗状況		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	システム開発の 進捗 (令和4年度)	年度ごとの実績値					
			本法律に基づく調査・届出により収集する情報を適切に管理するためのデータベースを構築するとともに、土地等の所有者等が当該土地等が対象区域内に存するかどうかを確認することができるWEBSサイトの整備を実施した。					

中目標2	国民や地方公共団体等における制度理解の醸成								
測定指標2	HPアクセス数								
	目標値 (目標年度)	137(1日平均) (令和9年度)	年度ごとの目標値	R5年度 137	R6年度 137	R7年度 137	R8年度 137	R9年度 137	達成状況
	基準値 (基準年度)	137(1日平均) (令和4年度)	年度ごとの実績値	295					□
参考指標6	リーフレット作成部数		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
	参考値 (参考年度)	100,000部 (令和4年度)	年度ごとの実績値	110,000部					

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成 (判断根拠) 測定指標1については、現時点で内閣府として区域指定が必要と考える区域の指定を終えることができ、指定した区域内の土地等利用状況調査に本格的に着手することができたことから、重要施設等の機能を阻害する行為を防止し、重要施設等の機能を維持するという目標の達成につながった。 測定指標2については、目標値を超える重要土地等調査法ホームページへのアクセス数を実現することができ、法に基づく各種措置の趣旨や区域の範囲、届出手続等について関心を持っていただくことにより、国民等における制度理解の醸成を図ることができた。 なお、参考指標2については、令和6年度中に公表する予定。
	施策の分析 (目標達成・未達成に関する要因分析等)	測定指標1については、予算を機動的に活用し、民間委託によるものも含め、区域図面の確認等を効率的に行なったことにより、速やかに多数の区域の指定を行うことができ、重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為を防止し、重要施設等の機能を維持するという目標の達成に寄与したものと考えられる。 測定指標2については、審議会後、区域指定の告示後、告示施行後というような法運用の節目においてホームページへのアクセス数が増加する傾向にあり、令和5年度における審議会の開催回数などが、重要土地等調査法への理解を深めるための各種情報を掲載しているホームページのアクセス数増加に寄与したものと認められ、国民等における制度理解の醸成につながったものと考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【目標・測定指標の見直し等について】 測定指標1については、従前からの施策を着実に実施するとともに、今後ありうる施設機能や敷地の変更、施設の新設に伴う区域指定の見直しや追加の区域指定等の新たな施策に柔軟に対応できる法運用に努める。 測定指標2については、ホームページのコンテンツを充実させ更なる重要土地等調査法への理解を促進することにより、引き続き国民等における制度理解の醸成に努める。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局・作成責任者名	政策統括官(重要土地担当) 参事官 小松 克行	事後評価実施時期	令和6年8月
-------------	----------------------------	----------	--------

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府6-26)

政策名	健康・医療				
施策名	匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する施策の推進				
達成すべき目標	<p>【施策目標】健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出が促進される。</p> <p>【中目標1】匿名・仮名加工が適正に行われる</p> <p>【中目標2】新たな利活用分野が発掘される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究を行う利活用者が増加する <p>【中目標3】協力医療情報取扱事業者が増加する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供される医療情報の件数が増加する <p>【中目標4】国民・患者の制度に対する理解が増進される</p>				
施策の概要	<p>【施策の概要】</p> <p>次世代医療基盤法の国民による適切な理解に基づき、医療情報の利活用により健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進する。</p> <p>【令和5年度に実施した具体的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年5月26日、改正次世代医療基盤法が成立。改正次世代医療基盤法により、匿名加工医療情報では対応できない医療分野の研究開発現場のニーズに応えるため、従前の匿名加工医療情報に加え、新たに仮名加工医療情報の利活用に係る仕組みの創設等がなされた。 ・令和6年4月1日の改正次世代医療基盤法施行に向けて、政省令に加え、仮名加工医療情報作成事業を行う者の認定手続きや基準等を定めたガイドラインを策定。 ・並行して、次世代医療基盤法が国民に適切に理解され、産学官による匿名加工医療情報の積極的な利活用を推進するため、説明会の開催、ポスター、小冊子の作成等の広報活動を実施。 				
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算の状況	当初予算(a)	115.6	116.5	112.8	103.1
	補正予算(b)	0.0	0.0	0.0	0.0
	繰越し等(c)	0.0	0.0	0.0	0.0
	合計(a+b+c)	115.6	116.5	112.8	103.1
執行額	69.9	64	99.9		
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	健康・医療戦略(令和2年3月27日第2期閣議決定)				

施策目標 (最終アウトカム)	健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出が促進される。								
中目標1	匿名・仮名加工が適正に行われる								
参考指標1	認定事業者数								
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	3 (R4年度)	年度ごとの実績値	3					
参考指標2	次世代医療基盤法の認定等に関する有識者・実務会議開催数								
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	3 (R4年度)	年度ごとの実績値	3					
中目標2	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな利活用分野が発掘される ・研究を行う利活用者が増加する 								
測定指標1 【主要な測定指標】	利活用件数								
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	目標値 (目標年度)	50 (R10年度)	年度ごとの目標値	25	30	35	40	45	○
基準値 (基準年度)	21 (R4年度)	年度ごとの実績値	40						
参考指標3	利活用が見込まれる事業者に対する説明会の回数								
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
	参考値 (参考年度)	24 (R4年度)	年度ごとの実績値	25					

中目標3	<ul style="list-style-type: none"> 協力医療情報取扱事業者が増加する 提供される医療情報の件数が増加する 								
測定指標2	協力医療情報取扱事業者の数								
	目標値 (目標年度)	170 (R10年度)	年度ごとの目標値	R5年度 120	R6年度 130	R7年度 140	R8年度 150	R9年度 160	達成状況 ○
	基準値 (基準年度)	108 (R4年度)	年度ごとの実績値	119					
測定指標3	医療情報の収集規模								
	目標値 (目標年度)	740万人 (R10年度)	年度ごとの目標値	R5年度 340	R6年度 420	R7年度 500	R8年度 580	R9年度 660	達成状況 ○
	基準値 (基準年度)	261万人 (R4年度)	年度ごとの実績値	364					
参考指標4	医療機関・自治体等に対する説明会の回数								
	参考値 (参考年度)	10 (R4年度)	年度ごとの実績値	9					
中目標4	国民・患者の制度に対する理解が増進される								
参考指標5	住民説明会の数								
	参考値 (参考年度)	2 (R4年度)	年度ごとの実績値	2					
参考指標6	コールセンターへの問い合わせ件数								
	参考値 (参考年度)	151件 (R4年度)	年度ごとの実績値	165					

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成 (判断根拠) -
	施策の分析 (目標達成・未達成に関する要因分析等)	<p>中目標1については、改正次世代医療基盤法が令和6年4月に施行された後、新たな認定事業者申請が生じるため、令和5年度においては認定事業者の増加はなかったが、既存の認定事業者により匿名加工が適正に行われた。</p> <p>中目標2については、これまでの適切な広報活動で大学、製薬企業等の研究者への次世代医療基盤法の周知が進んだ等により、利用実績数(延べ数)が着実に増加している。ただし、単年度でカウントすると、R4年度は15件、R3年度は6件、R2年度は16件であり、R5年度に急激に実績数が伸びたわけではなく、着実な増加と判断できる。</p> <p>中目標3については、適切な広報活動で医療機関の次世代医療基盤法の理解が進んだこと等により、協力医療情報取扱事業者が増加し、提供される医療情報の件数が増加した。</p> <p>中目標4については、コールセンターへの問い合わせ件数は概ね前年同であり、国民・患者の制度に対する理解が増進された。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【次期の施策の方向性について】 引き続き推進</p> <p>【目標・測定指標の見直し等について】</p> <p>中目標1については、令和6年4月に改正次世代医療基盤法が施行されたことに伴い、申請の増加が期待されるが、引き続き適正に匿名・仮名加工が行われるよう申請のあった事業者に対する認定作業に取り組む。</p> <p>中目標2及び3については、引き続き適切な広報活動等により、協力医療情報取扱事業者、提供される医療情報の件数の増加をめざす。</p> <p>中目標4についても、引き続きコールセンターの対応を行い、国民・患者の制度に対する理解の増進を図る。</p> <p>なお、中目標1及び中目標4については、現在、測定指標が設定されていないことから、適切な測定指標の設定について検討する。</p> <p>なお、本年度から改正次世代医療基盤法が施行されたが、改正法に基づき、仮名加工医療情報作成事業者の認定がされたのち、仮名加工医療情報の利活用が開始される予定である。今後の進捗を踏まえ、指標及び目標値について、来年度以降再考する必要がある。</p> <p>また、中目標2の測定指標「利活用件数」については、過去3年間に於いて年平均で約12件の増加であることを踏まえ、毎年15件の増加に、目標を上方修正することが妥当と考える。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局・作成責任者名	健康・医療戦略推進事務局 参事官 日野 力	事後評価実施時期	令和6年8月
-------------	--------------------------	----------	--------

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府6-28)

政策名	北方対策					
施策名	北方領土問題解決促進のための施策の推進					
達成すべき目標	<p>【施策目標】北方領土問題に対する国民の理解と関心を高め、国民運動としての返還要求運動の活性化を図る。 【中目標1】国民の北方領土問題に対する認知度・関心の向上 【中目標2】北方領土返還要求運動の担い手の確保</p>					
施策の概要	<p>【施策の概要】 国民世論の啓発等を通じて返還に向けた環境整備に取り組み、外交交渉を後押しする。</p>					
	<p>【旧施策の実績・実施状況】 (政策名／施策名) 北方領土問題の解決の促進／北方領土問題解決促進のための施策の推進 (評価対象期間) 令和元年度～令和4年度</p> <p>北方領土問題の解決の促進に向けた施策の企画立案を担う内閣府及びその施策の実施機関である(独)北方領土問題対策協会において、国民世論の啓発、北方四島交流等事業、元島民の方々の援護など返還に向けた環境整備に必要な事業、調査研究等を行った。</p> <p>【令和5年度に実施した具体的取組】</p> <p>北方領土問題の解決の促進に向けた施策の企画立案を担う内閣府及びその施策の実施機関である(独)北方領土問題対策協会において、国民世論の啓発、北方四島交流等事業、元島民の方々の援護など返還に向けた環境整備に必要な事業、調査研究等を行っている。</p> <p>○国民の北方領土問題に対する認知度・関心の向上 ・北方領土問題の解決には、国民の理解と関心が不可欠であり、特に、若い世代の関心の喚起と理解の促進が重要である。このため、令和5年度においては、(独)北方領土問題対策協会を始めとする関係機関と連携して、デジタル技術の活用による情報発信の拡充(SNS、YouTubeなど)、北方領土教育・学習の充実(北方領土学習に役立つ教材の提供、北方領土隣接地域への修学旅行の誘致など)、「北方領土啓発次世代ラボ」の実施など、若い世代の正しい理解と関心につながるための働きかけを重点的に実施した。</p> <p>○北方領土返還要求運動の担い手の確保 ・北方領土の返還実現のためには、裾野の広い返還要求運動に粘り強く取り組み、幅広い国民世論を結集して、外交交渉を後押ししていくことが重要である。このため、令和5年度においては、(独)北方領土問題対策協会と連携して、都道府県民会議等が全国各地で開催している返還要求運動・啓発活動の支援等を行った。</p>					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		当初予算(a)	1,391	1,396	1,395	1,397
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,391	1,396	1,395	
執行額	1,374	1,387	1,391			
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第二百十三回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説					

施策目標 (最終アウトカム)	北方領土問題に対する国民の理解と関心を高め、国民運動としての返還要求運動の活性化を図る。								
中目標1	国民の北方領土問題に対する認知度・関心の向上								
測定指標1 【主要な測定指標】	北方領土問題対策協会HPのアクセス件数								
	目標値 (目標年度)	前年度比増	年度ごとの目標値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	基準値 (基準年度)	45万5,989件 (令和4年度)	年度ごとの実績値	45万5,989件以上	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増
測定指標2	SNS(X,Facebook等)による情報発信の読者数・反応数								
	目標値 (目標年度)	各年度8%増(読者数)、対前年度比増(反応数)	年度ごとの目標値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	達成状況
	基準値 (基準年度)	読者数:150,693人 (令和4年度) 反応数:1,253,427回 (令和5年度)	年度ごとの実績値	読者数:8%増 反応数:対前年度比増	読者数:8%増 反応数:対前年度比増	読者数:8%増 反応数:対前年度比増	読者数:8%増 反応数:対前年度比増	読者数:8%増 反応数:対前年度比増	読者数:8%増 反応数:対前年度比増
参考指標1	北方領土問題の認知度								
	参考値 (参考年度)	総数:65.5%、18～29歳:55.1%、30～39歳:53.4% (平成30年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
参考指標2	広報啓発活動への参加意欲								
	参考値 (参考年度)	25.8% (平成30年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
参考指標3	SNSによる情報発信の件数								
	参考値 (参考年度)	531件 (令和4年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	

参考指標4	北方領土問題に関する学習教材のダウンロード数							
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
	参考値 (参考年度)	25,463件 (令和4年度)	年度ごとの実績値	42,882件				
参考指標5	公立高校入試において北方領土に関する問題を出題した都道府県の数							
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
	参考値 (参考年度)	8 (令和3年度)	年度ごとの実績値	10 (令和4年度)				
中目標2	北方領土返還要求運動の担い手の確保							
参考指標6	県民大会等各地の事業への参加者のうち若年層の人数及び割合							
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
	参考値 (参考年度)	378人 16.8% (令和4年度)	年度ごとの実績値	612人 21.2%				
参考指標7	県民大会等各地の事業への参加者のうち初参加者の人数及び割合							
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
	参考値 (参考年度)	1,200人 53.3% (令和4年度)	年度ごとの実績値	1,547人 53.7%				
参考指標8	県民大会等の開催回数							
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
	参考値 (参考年度)	33回 (令和4年度)	年度ごとの実績値	38回				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③ 相当程度進展あり (判断根拠) -
	旧施策の評価結果	評価対象期間である令和元年度～令和4年度において、北方領土問題に対する国民、特に若年層の理解と関心を高めるため、内閣府及び(独)北方領土問題対策協会において国民世論の啓発に取り組んだ。若年層を始めとした国民一般への情報発信を強化すべく、北方領土問題対策協会HPのリニューアルを令和2年度に行うとともに、8月と2月の「北方領土返還運動全国強調月間」に合わせてSNSを活用した北方領土集中啓発事業を実施した。これらの取組により、北方領土問題対策協会HPのアクセス件数(測定指標1)は令和4年度を除き前年度比増の目標を達成し、また、SNSによる情報発信の読者数(測定指標2)は全ての年度において前年度比増の目標を達成した。 ○北方領土問題対策協会HPのアクセス件数 令和元年度:264,902件 令和2年度:265,215件 令和3年度:615,224件 令和4年度:455,989件 ○SNS(Twitter,Facebook等)による情報発信の読者数 令和元年度:39,379件 令和2年度:72,963件 令和3年度:125,664件 令和4年度:150,693件
	施策の分析(目標達成・未達成に関する要因分析等)	○国民の北方領土問題に対する認知度・関心の向上 北方領土問題対策協会HP及びSNSを通じて、啓発事業の実施結果を始め最新情報の迅速な発信に努めたことにより、令和5年度における北方領土問題対策協会HPのアクセス件数(測定指標1)及びSNSによる情報発信の読者数(測定指標2)はいずれも前年度に比べて増加した。北方領土問題対策協会HPのアクセス件数は、検索ポータルサイトのトップページに協会HPへの誘導広告を一定期間掲載したこともあり、令和4年度の約1.7倍となった。SNSによる情報発信の読者数については、令和4年度の約5%増となったものの、8%増の目標は未達成であり、その要因の一つとして、北方領土問題について若年層の認知度が相対的に低い現状があると考えられる。元島民の高齢化が進む中で、次代を担う若い世代の関心の喚起と理解の促進が喫緊の課題であり、引き続き、若い世代に対する情報発信の強化に取り組む必要がある。 ○北方領土返還要求運動の担い手の確保 (独)北方領土問題対策協会が主催する会議において、各県民会議等における若年層及び初参加者の参加促進のための取組を共有し、参加者の裾野の拡大につながる事業の検討を促したことにより、令和5年度における県民大会等各地の事業への参加者のうち若年層の人数及び割合(参考指標6)並びに初参加者の人数及び割合(参考指標7)はいずれも前年度に比べて増加した。引き続き、北方領土返還要求運動の裾野の拡大に向けて取り組む必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【目標・測定指標の見直し等について】 北方領土問題の解決には、国民の理解と関心が不可欠であり、特に、若い世代の関心の喚起と理解の促進が重要である。北方領土問題に対する理解を深め、関心を持っていただけるよう、時代の変化を見据えながら、適切な手段を用いて広報・啓発に取り組むなど、引き続き、目標の達成に向けて取組を進めていく。

学識経験有者者の知見の活用	-
---------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「令和5年度業務実績等報告書」(令和6年6月独立行政法人北方領土問題対策協会) 「北方領土問題に関する世論調査(令和5年10月調査)」(令和6年3月内閣府大臣官房政府広報室)
---------------------------	--

担当部局・作成責任者名	北方対策本部 参事官 富永 健嗣	事後評価実施時期	令和6年8月
-------------	---------------------	----------	--------

令和2年度から令和5年度までの実施施策に係る政策評価書

(内閣府6-27)

政策名	宇宙政策					
施策名	宇宙開発利用に関する施策の推進					
達成すべき目標	<p>【施策目標】宇宙基本計画に基づいた取組を進め、基盤強化と利用拡大の好循環を実現する、自立的な宇宙利用大国となる。</p> <p>【中目標(Ⅱ)1】宇宙安全保障の確保</p> <p>【中目標(Ⅰ)1】持続測位能力の向上等により、産業の国際競争力強化、産業・生活・行政の高度化・効率化、アジア太平洋地域への貢献と我が国プレゼンスの向上、日米協力の強化及び災害対応能力の向上等広義の安全保障に貢献。</p> <p>【中目標(Ⅱ)2】災害対策・国土強靱化や地球規模課題の解決への貢献</p> <p>【中目標(Ⅱ)3】宇宙を推進力とする経済成長とイノベーションの実現</p>					
施策の概要	<p>【施策の概要】</p> <p>宇宙基本計画に基づき、宇宙安全保障の確保、災害対策・国土強靱化や地球規模課題の解決への貢献、宇宙科学・探査による新たな知の創造、宇宙を推進力とする経済成長とイノベーションの実現、産業・科学技術基盤を始めとする我が国の宇宙活動を支える総合的基盤の強化に向けて、官民の連携を図りつつ、予算を含む必要な資源を十分に確保し、これを効果的かつ効率的に活用して、政府を挙げて宇宙政策を強化する。</p> <p>【令和2～5年度に実施した具体的取組】</p> <p>準天頂衛星の7機体制に向けた開発・運用や打上げ、防災や通信、安全保障など様々な分野で貢献が期待される衛星の関連技術や利活用、アルテミス計画が目標とする持続的な月面探査を実現するために必要となる月面関連技術など、宇宙政策委員会の下で優先的に取り組むべき技術課題を特定し実施した。宇宙開発利用に関する世界的な情勢の変化・競争の激化に対応するために、令和5年6月に宇宙基本計画を改定し、閣議決定した。</p>					
施策の予算額・執行額 (単位:百万円)	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	予算の状況	当初予算(a)	19,305	18,962	19,969	19,994
		補正予算(b)	18,025	18,798	16,997	
		繰越し等(c)	21,964	17,175	21,494	
		合計(a+b+c)	59,294	54,935	58,460	
	執行額	33,507	25,362	26,677		
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説、骨太の方針、新しい資本主義実行計画 等					

施策目標 (最終アウトカム)	宇宙基本計画に基づいた取組を進め、基盤強化と利用拡大の好循環を実現する、自立的な宇宙利用大国となる。								
中目標(Ⅱ)1	宇宙安全保障の確保								
中目標(Ⅰ)1	持続測位能力の向上等により、産業の国際競争力強化、産業・生活・行政の高度化・効率化、アジア太平洋地域への貢献と我が国プレゼンスの向上、日米協力の強化及び災害対応能力の向上等広義の安全保障に貢献。								
測定指標1 【主要な測定指標】	位置の認識・標定及び時刻同期の能力の自立性の確保								
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	達成状況
	目標 (目標年度)	自立的な持続測位能力 (令和5年度)	施策の進捗状況 (目標)	7機体制による自立的な持続測位能力の確保 (令和5年度までの目標)				自立的な持続測位能力の維持	△
基準 (基準年度)	4機体制でのGPS等も活用した24時間測位サービスの維持 (令和元年度)	施策の進捗状況 (実績)	4機体制の維持・運用と7機体制に向けた5～7号機及び地上設備の整備・開発	4機体制の維持・運用、初号機後継機の打上げと7機体制に向けた5～7号機及び地上設備の整備・開発	4機体制の維持・運用、初号機後継機の打上げと7機体制に向けた5～7号機及び地上設備の整備・開発	4機体制の維持・運用、初号機後継機の打上げと7機体制に向けた5～7号機及び地上設備の整備・開発			
測定指標2	利用可能な準天頂衛星の数								
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	達成状況
	目標値 (目標年度)	7機 (令和7年度)	年度ごとの目標値	4	4	4	7	7	△
基準値 (基準年度)	4機 (令和元年度)	年度ごとの実績値	4	4	4	4			
中目標(Ⅱ)2	災害対策・国土強靱化や地球規模課題の解決への貢献								
中目標(Ⅰ)1 (再掲)	持続測位能力の向上等により、産業の国際競争力強化、産業・生活・行政の高度化・効率化、アジア太平洋地域への貢献と我が国プレゼンスの向上、日米協力の強化及び災害対応能力の向上等広義の安全保障に貢献。								
測定指標1 (再掲)	位置の認識・標定及び時刻同期の能力の自立性の確保								
	大規模災害時にも、災害情報の配信、被災者情報等の収集を行うシステムの着実な運用								
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	達成状況
測定指標3	目標 (目標年度)	災害対応への積極的な貢献 (令和11年度)	施策の進捗状況 (目標)	災害対応への積極的な貢献 (令和11年度までの目標)				○	
	基準 (基準年度)	災害・危機管理通報サービスや衛星安否確認サービスの維持 (令和元年度)	施策の進捗状況 (実績)	災害・危機管理通報サービス・衛星安否確認サービスの維持・運用	災害・危機管理通報サービス・衛星安否確認サービスの維持・運用	災害・危機管理通報サービス・衛星安否確認サービスの維持・運用	災害・危機管理通報サービス・衛星安否確認サービスの維持・運用		
測定指標2 (再掲)	利用可能な準天頂衛星の数								

中目標(Ⅱ)3	宇宙を推進力とする経済成長とイノベーションの実現								
測定指標4	宇宙産業市場規模								
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	達成状況
	目標値 (目標年度)	2.4兆円 (令和16年度)	年度ごとの目標値	2.4兆円 (令和16年までの目標値)					-
	基準値 (基準年度)	1.2兆円 (平成30年度)	年度ごとの実績値	1.1兆円	1.0兆円	集計中 (令和6年9月確定)	集計中 (令和7年7月頃確定)		
測定指標5	衛星データ利用のモデル実証支援数								
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	達成状況
	目標値 (目標年度)	5件/年 (令和16年度)	年度ごとの目標値	5	5	5	5	5	○
	基準値 (基準年度)	5件/年 (令和2年度)	年度ごとの実績値	6	6	5	5		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③ 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標1については、ロケットの開発の遅延という外部要因により、衛星の打上げスケジュールが後ろ倒しになったことから、当初の目標値に達せず、「△」と判断した。また、測定指標3については、災害・危機管理通報サービス・衛星安否確認サービスが着実に維持・運用されているため、「○」と判断した。 なお、測定指標4「宇宙産業市場規模」のR4年度実績値についてはR6年9月以降に、R5年度実績値についてはR7年7月頃に確定する予定。
	施策の分析 (目標達成・未達成に関する要因分析等)	測定指標1及び2については、達成の途上であり、また、達成に向けて実現可能な計画が立てられている。一方、ロケットの開発の遅延という外部要因により、衛星の打上げスケジュールは後ろ倒しになった。測定指標3は順調に進展している。測定指標4については、市場規模の調査には相応の時間を要するため、参照値が現時点では得られない。一方、測定指標5については、衛星データのモデル実証プロジェクトに、令和5年は17件の応募があり、5件を採択し支援を行った。
	次期目標等への反映の方向性	【次期の施策の方向性について】 引き続き推進 【目標・測定指標の見直し等について】 準天頂衛星の機数については、令和4年3月のH3ロケット試験機初号機の打上げ失敗の影響を受け、「宇宙基本計画工程表」を令和5年12月に改訂し、当初H3ロケットにより打上げ予定であった準天頂衛星も含め打上げ計画が後ろ倒しになっている。総計7機とする計画は後ろ倒しにせざるを得ない一方、開発や運用については順調に進んでいる。これを踏まえ、「宇宙基本計画工程表」(令和5年12月改訂)に基づき、測定指標1及び2の目標値を見直すこととしたい。

学識経験を有する者の知見の活用	宇宙政策委員会における審議。
-----------------	----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	日本航空宇宙工業会『宇宙産業データブック』他
---------------------------	------------------------

担当部局・作成責任者名	内閣府宇宙開発戦略推進事務局 参事官 猪俣明彦	事後評価実施時期	令和6年8月
-------------	-------------------------	----------	--------